

〈平成22年度第33回ペスタロッヂ祭特別講演〉
(平成23年3月10日)

大 学 評 価

——昨日・今日・明日

高 倉 翔

(財)日本高等教育評価機構副理事長

〈平成22年度第33回ベスタロッチ祭特別講演〉
(平成23年3月10日)

大 学 評 価

——昨日・今日・明日

高 倉 翔

はじめに —私とベスタロッチ祭—

ただいまご紹介に預かりました高倉と申します。今日は、15年ぶりに、国際会議室のこの場に立たせていただきました。15年前は、やはりベスタロッチ祭において、定年退職の最終講義をさせていただきました。

今日はまず、「私とベスタロッチ祭」についてお話をはじめたいと思います。私は、昭和26年に東京教育大学に入学いたしまして、昭和28年、学部の2年生のときに初めてベスタロッチ祭に参加いたしました。そのときに、西洋教育史の梅根悟先生が、オルガンを実に見事にお弾きになったことを、今でもよく覚えています。2回目の参加は、昭和30年に、卒業予定者としてベスタロッチ祭に参加したときでした。ベスタロッチ祭は、卒業生を送るという意味合いも含めておりまして、この頃から教育学科の行事になったのではなかろうかと思っています。

その後、60年安保の真っ最中である昭和35年のベスタロッチ祭において、私は助手の立場で、「イギリスの教育改革—クラウザー・レポートについて」と題する研究発表を行いました。発表に使用したデータはどうやって集めたのかといいますが、まだレポートの現物も入ってきていない時期でしたので、私は東洋経済新報社の図書館に入っている“エコノミスト”というイギリスの新聞の中から、クラウザー・レポートについての特集記事を引っ張り出してきて、報告を行いました。この報告をきっかけに、大学院生と研究会を組織し、昭和37年には、『現代教育改革—その世界的動向』を出版するに至りま

した。

それから、昭和54年、筑波大学で行われた「第1回ベスタロッチ祭」に参加いたしました。そして、15年前の平成8年、筑波大学を定年退職する際に、「“Alles für Andere, für sich Nichts”への思い」というテーマで最終講義を行い、ノイホーフ近郊に作られた墓碑に刻み込まれている「墓碑銘の最後の言葉」をテーマに、「現代に生きるベスタロッチ」と「ベスタロッチと教育行政」について考察を行ったのでした。

1. 認証評価への関わり

それでは今日の本題ですが、大学評価の話に入っていきます。今日は『大学評価—昨日・今日・明日』というテーマで、私が認証評価にどう関わってきたかということを中心にお話しようと思います。

認証評価の制度は、平成14年8月に出されました中央教育審議会「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」が直接のきっかけとなってスタートいたしました。当時、私は副会長として、同答申のとりまとめに関わりました。同答申では、①設置認可の在り方の見直し、②第三者評価制度の導入、③法令違反状態の大学に対する是正措置、といった提言が行われましたが、これを受けて同年11月には、①自己点検・評価の実施と公表、②認証評価、③認証評価機関、④文部科学大臣の勧告等を内容とする「学校教育法」の改正が行われました。この改正を受けて、平成16年度より、「認証評価」が実施されています。今日は、大学評価の中でも、認証評価にウエイトを置いてお話ししようと思います。学士課程の方は、ご存じない方

も多いかと思しますので、まずは認証評価について、詳しく説明していきます。

第一に、「機関別認証評価」とは、大学を丸ごと評価するもの、考えてください。そして第二に、「専門分野別認証評価」とは、例えば教育学という分野別についての評価のことで、機関別認証評価は、7年以内ごととされており、7年が最高になります。もう一つの専門分野別認証評価は、5年が最高です。そうすると、前者は、この3月末をもちまして、第一サイクルが終わるということになります。4月からは第二サイクルに入りますが、それに向けて今、各評価機関でどのように改善・改革をしていけばよいかということに頭を痛めているわけです。国もそれをどうガイドしようかということで、色々な作業を進めています。

大学評価の種類には、「自己点検・評価」、「認証評価」、「国立大学法人評価」などがあります。「など」の中には、例えば、週刊誌の書く大学の評価も含まれていますし、清水副学長と山野井敦徳氏の編著書『大学評価の展開』に書かれているような、より細かい視点で教員の評価、研究評価、教育評価というものも含まれています。それらのうち、認証評価というのは、一言で言えば、「公的な第三者評価」のことで、「公的な」というのは、governmental と言ってもいいし、mandatory と言っても良いですね。国が法令によって規定したというように考えてもよろしいでしょう。第三者評価ですから、単なる外部評価とも違います。外部評価というのは、外部の人に頼めば良いのですが、そうではなくて、第三者が客観的な基準に基づいて大学を評価するのですから、外部評価と第三者評価とは、重みが違うということになります。今日は、大学評価のうち、特に「公的な第三者評価」に焦点を当てて、その「昨日・今日・明日」について考えていきたいと思ひます。

「公的な」に対峙する言葉を考えますと、アメリカの場合には、“voluntary accreditation”という言い方があります。voluntary というのは、おそらくいくつもの意味で使われると思ひますが、一つは、法律上の強制を伴わないというこ

と、もう一つは、voluntarism、つまりボランティアとして、という意味です。同時に、日本の教育制度、あるいは学校の歴史を考えますと、日本の場合には、明治新政府が最初に文部省を設置し、学制を作り、それに基づいて学校を作ったという経緯があります。欧米の場合には、日本とは異なり、学校が自然発生的に出来てきました。そして、それらがあまりバラバラだと困るので、法制度を整備していき、行政を司る文部省に相当するものが一番後に出来たのです。このように、学校制度等の出来方には違いがあり、日本の場合には「行政指導型」、欧米の場合には「草の根型」というような分け方もされます。問題は、両者のシステムが接近してきているということです。アメリカのvoluntary なアクレディテーションの制度についても、段々と政府が関与してきたのです。

今、日本に求められるのは、国が学校教育法等を改正することによって実施に移した認証評価を、もっと大学の自主性、自律性を中心にしなから、いかに大学の自主的な取り組みへと向けていくかということではないかと思ひます。また後述しますが、それが認証評価の「明日」を目指す取り組みであろうと思ひます。

2. 「認証評価」という用語を巡って

「認証評価」という用語ですが、これはおそらく、最初に聞いたときには驚いたという方もいらっしゃるのではないかと思ひます。私どもは、「認証するのか、評価するのか」というような質問によく出くわしました。なぜそういう質問が出るかといいますと、平成13年の総合規制改革会議の答申の中では、認証評価ではなく、「評価認定（アクレディテーション）」という使われ方がされていたのです。そして、平成14年の中教審「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」では、「アクレディテーション（適格認定）」という使われ方が、平成14年の中教審「法科大学院の設置基準等について（答申）」では、「第三者評価（適格認定）」という使われ方がなされ、言葉があちらこちらで入り交じって出てきてしまったのです。

現在、「認証評価」は、文部科学大臣の認証を受けた者、すなわち認証評価機関による評価を言います（学校教育法109条②）。これは本当に詭弁も甚だしいのですが、この詭弁を答申の中に盛り込んだのは私達でしたし、それに則って法律改正も行われました。そのときに私がつくづく思いましたのは、認証評価という言葉は、確かに馴染みのない日本語ではありますが、使っていくうちに馴染んでいきますよ、ということでした。それ以来7年がたちましたが、今、認証評価といえば、文部科学大臣の認証を受けた機関が行う評価を言うという考え方が、ほぼ定着したと思います。しかし、それを定着させるプロセスは、このように、実に強引なものでもありました。私自身、使っていくうちに慣れてきますよ、と無責任なことを言ったのを覚えていますし、その意味では、陳謝しなければならぬとも思っています。しかし、開き直りではありませんが、現在では認証評価という用語が定着しているのですから、言葉尻を捉えるのではなく、認証評価をより良いものにしていくためにどうするか、というところに話を持ってもらいたいと思います。

3. 「昨日・今日・明日」の概略

さて、認証評価の「昨日・今日・明日」について考えていきましょう。「公的な評価」でいうと、まず、「自己点検・評価」が第一ステージとして登場しました。その次に、「自己点検・評価」にプラスして、自己点検・評価の結果を検証するための外部評価を行うということで、第二ステージとして、「自己点検・評価+（検証）外部評価」が登場しました。そして、第三ステージは、自己点検・評価に加えて、第三者評価としての認証評価です。つまり、第三者機関による客観的な評価として自己点検・評価の結果を検証してもらう、というような形です。今日では、この第三の段階が成立しています。

そこで、今後はどうなるのか、というのが問題となります。国語学者の北原保雄先生（元・筑波大学長）は、大学基準協会の機関誌「じゅあ（JUAA）」（1998, No. 23）の巻頭言「大学評

価の基本」の中で、大学評価には3つの段階があるとおっしゃっています。一つは、「自己点検・評価する」段階、二つ目は「外部評価してもらう」段階、そして「第三者評価される」段階です。大学の丸ごと評価の第一サイクルが今年の3月で終わろうとしています。今後最も必要なのは、大学の自主性、自律性に鑑みれば、大学評価で最も基本となる自己点検・評価だと思えます。そうであれば、「評価“される”」という段階ではなくて、「評価“しあう”」という段階、“Peer Review”の“Peer”であろうと思います。つまり、「評価する」、「評価してもらう」、「評価される」という段階（「昨日」、「今日」）から、さらに次の段階に向かって、「相互に評価しあう」というニュアンスの改革が、「明日」に向かって求められるのではないかということを確認させていただきたいと思います。

次に、公的な質保障システムについてお話をします。これまでは、公的な質保障システムとして、大学への事前規制という側面が非常に強かったのですが、「事前規制から事後チェックへ」という規制改革のキャッチフレーズに乗った形で、認証評価制度が作られました。これは、文部科学省が行う事前規制、設置認可はマイルド（可能な限り緩和）になる代わりに、認証評価によって守るべきものは守るというシステムを堅持するというものでした。

ところが、認証評価を実施したものの、事前規制が甘くなりすぎてしまい、事後チェックがきつくなり過ぎてしまったという事態を招いてしまいました。

私も認証評価に関わる中で、様々な経験をしてきました。例えば、国際的な大学に、国内的な大学の先生が訪問し物を言おうとすると、国際的な大学の先生は、「あなたみたいな人に評価されてたまるか」という事態が起こる。あるいは、「〇〇大学とあろうものが、こんなこともしていないのか」ということが目の前で起こるわけです。こうした事態は、“Peer Review”、評価文化に対する認識のなさ、あるいは評価文化の未成熟というものを物語っていると思えます。

いずれにしても、我が国の場合には、認証評価制度を発足させたものの、事前規制が甘くなりすぎ、事後チェックがきつくなりすぎたという事態が出てきているわけです。

そこで注目されるのは、「事前規制と事後確認の併用型」です。つまり、事前規制と事後確認のバランスが大切であると思います。自己点検・評価を確認し、それを援助するという意味合いでの併用型に進んでいくべきであるし、「内部質保障システム」の確立が不可欠だと思うのです。認証評価の役割とは、内部質保障システムが機能しているかどうかを第三者機関として検証することにあります。これを最近では、「自己点検・評価の実質化」と呼んでいます。

さて、今後の課題、つまり「明日」についてですが、第一に、これまでは機関別認証評価にポイントを合わせていましたが、専門分野別認証評価をどうするか、ということです。これについては、自分自身にも責任はあるのですが、平成14年の中教審「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」の中で、専門分野別認証評価については、「当面、専門職大学院から開始する」と書いてしまったのです。したがって、専門職大学院以外の、例えば、教育学の研究科には当面チェックが入らないことになりましたがそれでいいのか、という問題があります。日本の場合、この「当面」という枠をいつはずすか、どういう順番ではずすか、という問題があります。この「当面」については、文部科学省、中央教育審議会は、日本学術会議に検討を依頼しました。これに対し、日本学術会議からは、平成22年7月に、「大学教育の分野別質保証の在り方について（回答）」が出されました。これはこれで立派な内容ではありますが、専門分野別の認証評価をどうするのかというよりは、分野別のカリキュラムの基準をどう作り上げていくか、そして、その基準に基づいて各大学が自己点検・評価をきちんと行い、それをベースにして第三者評価を行っていくという内容のものでした。これは筋論ですけれども、専門分野別認証評価をどうするのか、という点については、見事にかわされたというような印

象がしないでもありません。

ですから、皆さんには是非、分野別質保証の在り方をどうするのか、これは専門分野別認証評価をやらなければ出来ないのか、あるいは回答に示されたような参照基準で十分に目的を達成することができるのかといったあたりについて、きちんと研究をしていただきたいと思います。そしてその成果を、筑波大学教育学系が社会的な責務として発信していくことが期待されるのではないかと思います。

今後の課題のもう一点は、国際的な質の保証ネットワークの構築ということです。今は国際化の時代ですので、日本の中だけでやってもだめだということです。例えばボローニャ・プロセスでは40カ国以上のヨーロッパの国々が参加して、共同で大学の質保証を目指しています。アジアでも若干そのような動きがあります。だから日本の場合には、日本の中だけで認証評価をどうするかと矮小化して大学の評価を考えていては、国際的な孤児になっていってしまいます。その点も含めて、どういう道筋を考えていけばいいのか、具体的にそして力強く発信していく、これをぜひ皆さまにお願いしたいと思います。

また先ほども触れました「公的な質保証システム」（表1）に関してですけれども、まず大学自身がおこなうものとして、学位、入学、カリキュラムの3つのポリシー、そして情報公開をきちっとやることによって大学の自主性・自律性を尊重した「内部質保証」の継続に努めているということがあります。ここに「内部質保証」という言葉が出てきます。この「自主性・自律性」ということについて申しますと、これは平成18年の教育基本法の改正の時に「大学」（第七条）という条項を入れて「自主性・自律性」というのを書き込んだということです。それまでは「大学の自治」といっていたものです。ただ「大学の自治」というのは、実定法上なら明文規定はなかったため、「自主性・自律性」を入れたということです。

表1 公的な質保証システム（概念図）

《大 学》	《国における質保証システム》
<ul style="list-style-type: none"> ・学位、入学、 カリキュラムの適切な管理 ・情報公開 ・自己点検・評価 等 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>大学の自主性・自律性を尊重した 内部質保証の継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇設置基準 ◇設置認可審査 ◇認証評価 <p>・大学設置基準等を満たしているか適格認定を行うとともに、教育研究の質の向上を促進する評価を第三者機関が行う</p>

☆注：文部科学省「大学改革の課題」、平21(09)、参照

次に、国が直接係るものとして、設置基準があり、それにもとづいて設置認可を審査します。その規制の仕方、しばりを緩和して、そのかわりに認証評価、事後チェックに力を入れていこうというのが、「今日」までの動きです。それは認証評価をきちんとやるということで、設置基準を満たしているかどうか的確に検証を行う、そして「教育研究の質の向上を促進する」評価を第三者機関が行うというものです。また認証評価にはいろいろと内容的な仕分けがあると思います。「基準評価」（基準を満たしているかどうか）、「達成度評価」（目標をどれだけ達成しているか）、「水準評価」（特にこれは研究面でのレベルが国際的からみてどうか）を総合してやるということです。例えば、国立大学法人の教育研究の評価ということになりますと、基準についてはきちんと守っているという前提がありますから、水準評価が非常に多く、達成度評価などもなされるわけです。

4. 私と認証評価

私と認証評価の関わりについて、もう少しお話ししたいと思います。私は、平成3年に大学の自己点検・評価が努力義務化されたときに、筑波大学からアメリカに派遣されて大学評価（アクレディテーション）の調査に行きました。そして「設置基準大綱化に伴う大学の評価システムについての現地視察報告書」を出しております。

また、自己点検・評価作業が始まった直後、

筑波大学では平成6年から8年に桑原敏明先生をはじめとして「大学評価に関する総合的比較研究」が行われました。

それと同時に、平成4年にはアメリカのオハイオ州立大学大学院で、授業を担当しております。大学で教育学の分野を対象とした専門分野別評価の準備の作業をさせていただきましたし、訪問チームに加わって実地調査も行いました。ですからアクレディテーションというものを実際に体験してきたわけです。そうしている間に、新しい中央教育審議会がスタートし、答申をつくる大学分科会将来構想部会の副会長としても作業させていただきました。

現在は、日本高等教育評価機構で、副理事長と評価判定委員長を兼務しております。それと同時に、認証評価機関連絡協議会＝日本版 CHEA (Council of Higher Education Accreditation) の委員という仕事もやっています。CHEA というのはアメリカで評価機関を連絡調整し、新たな評価機関を認めるなどの作業を、連邦の教育局と一緒にやっているものです。アメリカの評価機関は、政府とその CHEA からおすみつきをもらっているものがあります。

なお、「日本高等教育評価機構」は、初めは「日本私立大学評価機構」という名称で文部科学省に申請しました。すると、「ノー」といわれました。というのは、私立大学しか評価しないのかということです。それで、「高等教育」として国公立を含め広く考えようということになりました。しかし、今度は内部から高等「教育」機

関とはどういうことかという反発がでました。つまり大学というところは真理の探究の場で、「研究」第一ということなのです。結局「日本高等教育評価機構」とさせていただいたわけです。

私は、「大学は教育機関である。ただし研究や社会貢献の機能を担うものでもある」と理解しております。大学に関しては“University”や、“Higher Education”という言葉もありますし、最近では“Post-secondary”、“Tertiary”という言葉も使われていますのでそれらを見渡したうえでご理解いただきたいというところです。認証評価に対する大学関係者のメンタリティがどういうところに問題を残してきたのかを実感することになりました。

5. 「自己点検・評価」から「自己点検・評価＋外部評価」へ―「認証評価」前史

「自己点検・評価」から「自己点検・評価＋外部評価」への変容については、既に臨時教育審議会から公的な提言（第二次答申）がみられました。また文部省が出している教育白書（「我が国の文教政策」平成2年）を見ると、「各大学自身による自己点検・評価が基本であり」とあります。自己点検・評価が「基本」であるという考えが最初からあったということです。「自己評価システム・慣習を定着させることを最優先」にするということで、これは評価文化の定着が大切だといっていたわけですが、ところがそれが制度として実現せずに、「事前規制から事後チェックへ」というような形で、政策が走り出してしまいました。ただ、そうなる前に、まず自己点検・評価が制度化されるという年に、大学審議会の「大学教育の改善について（答申）」（平成3年）が出されました。そこでは、アクレディテーションを念頭におきながらも、まず自己点検・評価を行うことということが書かれております。そしてそれを受けて、平成3年6月に大学設置基準が改正されまして、設置基準の大綱化と自己点検・評価の努力義務が定められました。

ここで、冒頭で触れましたように、北原先生の言葉でいうと第1段階、大学自身が評価を

「する」というかたちが出てきました。その「する」というのに、「してもらおう」という外部評価が加わってきます。平成10年の大学審議会の答申を見ますと、「認証評価」についての先駆的な提言がなされています。と同時に、外部評価についてはまず国立大学からやろうという提言がありまして、「大学評価・学位授与機構」で試行がなされました。私もこの試行の主査というのをやらせていただきました。若干前後しますが、平成11年9月に再び大学設置基準が改正され、自己点検・評価が努力義務から実施義務になり、外部評価を努力義務として行うという第2ステージに入ります。

また、ここで、教育内容等の改善のための組織的な研修等＝FD（Faculty Development）が努力義務化されました。やがてこれが実施義務になるわけですが、ここからFDというのがかなりクローズアップされてきます。と同時に、大学教員の資格についても、これまで教授・助教授について研究業績だけが書かれていたのを、それに「かつ教育上の能力」というのが加えられました。私は、筑波大学の教育学系長を2期4年務めましたし、人事委員会の委員というのも何期か務めました。その時は教員の採用や昇任に関して、教育実績というのは歯牙にもかけないという、研究業績だけでみていくということがありました。そうではなくて、やはり「教育上の能力、教育上の実績」というのをはっきりと謳いあげて掲げていこうではないかということで、それに対応してFDを努力義務化していこうということが進んでいったわけです。そしてまたこれも、やがては実施義務となっていくでしょう。

このころ筑波大学では、FDというのをIUTと呼んでおりました。Improving University Teaching（＝IUT）、これはメリーランド大学に国際的な本拠がありますが、そこと協力しまして、国際的なセミナーをこの国際会議室で行いました。これは筑波大学ならではのイベントでした。

そういった教員の「教育上の能力」を高めていこうという考え方が入ってきました。それは

大学評価との関連でいえば、教員の教育上の力を高めるためのFDをどうするか、ということが大学評価のアイテムにきちんと位置づけられてくるということです。しかし、FDをやっているだけでいいのだということではなく、これも実際の効果が上がらなければなりません。それをどう考えるか、というのも大変難しい問題です。

ただ、FDの問題とSD（Staff Development）の問題とインテグレートして考えるということが非常に大切だと思います。つまり、大学で教育・研究を進めて行くとき、FacultyとStaffの役割がボーダレスになっているところが非常に多いのです。そう考えた場合に、今後の課題として「FDとSDのインテグレーション」をどうするかということが大きな課題として前面に出てきます。ここでは、そのことを強く指摘しておきたいと思います。

6. 「認証評価」制度の導入―「事前規制から事後チェックへ」

それでは、「認証評価」制度の導入という第3ステージに移ります。これについては先ほども触れましたが、平成14年に中教審答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」が出され、この答申の中で、機関別第三者評価というのが出てきました。

この答申をうけまして、平成14年に学校教育法が改正され、「認証評価」制度が実施義務とされました。ここでのポイントは2つあります。まず外部評価の努力義務が認証評価になるということです。もう一つは、従来、設置基準という「省令」で定めていたものが学校教育法という「法律」の次元に格上げされたということです。また、結果の報告等についての責任というものもあります。私の担当しております評価機構では、評価結果というものを当該大学に通知し、文部科学大臣に報告し、公表するということとされております。ここでは触れませんが、この「公表」ということについても、いろいろと問題があるところです。

ここまでは、本日のタイトルでいう「今日」の内容です。

7. 「認証評価」制度の実施と改革論議―「保証されるべき質」と「内的質保証」の提言

また、「質の保証」に関してですが、質の保証といいながら、保証されるべき質というのは何なのかということについては議論がなされていませんでした。端的に言えば、保証されるべき質というのは、「学びの内容と水準」であろうと思います。ここからは、「今日」から「明日へ」という内容に移りたいと思います。

現在のところ、どのような状況になっているのかということですが、私どもの評価機構では、平成22年度になり、評価を行う大学の数が増えてきております（表2）。ただ、大学というのは先送りが多い。慎重につきあっているということかもしれませんが、自信のない大学がどれだけ多いかということも嘘ではないと思います。そして問題は、「認定」はされても、「条件付」が増えていることです（平成22年度の結果は未発表）。

また基準ごとに優れた点・改善を要する点というのが指摘されておりますが（表2注4）、教育課程や学生、あるいは社会連携という基準に、かなり優れた点が集中しております。これは結構なことだと思います。ただ改善を要する点に、財務や管理運営という基準が目立ちます。私立大学には、管理運営や財務ということに対してのスタンスが弱いということがあるのかなと思います。

8. 「第2サイクルへ」へ向けて―自己点検・評価の実質化

それでは、平成23年度からの「第2サイクル」へ向けて、これからどうするか、ということをお話します。これにつきましては、平成21年8月に中教審大学分科会の「中長期的な大学教育の在り方について（第2次報告）」ができています。これが大きなターニングポイントを我々に示しています。そこでは、質保証に対してこれからどうすればよいのかということが、いろいろと提言されています。

その中で言えることは、質保証を考える、あるいは大学評価を考える場合に、「内部質保証」、

表2 「第1サイクル」(平成17(05)～22(10)年度)の評価結果概要

	申請大学数	認定(条件付き)	不認定	保留	再評価大学数	認定	不認定
17年度	4	4	0				
18年度	16	16	0				
19年度	38	37	0	1			
20年度	58	53(5)	0	5			
21年度	71	66(19)	0	5	1	1	0
22年度	85				4		
合計	272				5		

☆注1：この他に、平成22年度は専門職大学院1校(分野別)

(ただし、申請大学数の中に専門職大学院大学2校を含む)

☆注2：「保留」となった基準と大学数(平成21(09)年度)

- ①基準2. 教育研究組織(1) ②基準4. 学生(2) ③基準5. 教員(3)
④基準7. 管理運営(2) ⑤基準8. 財務(2)

☆注3：「条件付き」認定の主な内容(平成21(09)年度)

- ①規程等の不備 ②予算・決算の審議の手続き ③財務の改善
④自己点検・評価の実施 ⑤耐震への対応

☆注4：基準別指摘事項数(下表)

基準	優れた点	改善を要する点	参考意見
1. 建学の精神	28	0	2
2. 教育研究組織	27	4	19
3. 教育課程	40	23	43
4. 学生	53	7	10
5. 教員	13	12	19
6. 職員	16	1	3
7. 管理運営	6	28	28
8. 財務	9	21	15
9. 教育研究環境	21	9	25
10. 社会連携	83	0	0
11. 社会的責務	11	3	23
合計	307	108	187

つまり「自己点検・評価が基本である」ということです。それを大前提にした上で、認証評価がそれを客観的な立場から検証し、そして大学が自己点検・評価を自分の大学の改善・改革に結びつけられるよう援助していく、それが「認証評価」であると考えていただきたいと思います。

こうした経緯から、私どもの評価機構ではいろいろな改訂を行いまして、平成24年度、再来

年から実施する用意をしております。その一つには、11あった評価基準を4つの基準にし、その中で、4分の1は自己点検・評価にウェイトをおくということです。もう一つは、大学の機能分化・個性化が強調される時代ですので、大学が大学自身で自由に評価基準を追加し、それについては評価はしますけれども、判定はしないということです。このような改善がなされています。

9. まとめと今後の課題

ここまで、公的な大学評価のシステムが3つの段階（ステージ）を経てきたということについて述べてまいりました。

その3つの段階というのは、まず、①平成3年に、自己点検・評価が努力義務化され、設置基準に明示されたということです。その後、②平成11年になりますと、自己点検・評価が実施義務となり、外部評価が努力義務として課せられてきます。これも設置基準です。③平成14年になりますと、自己点検・評価が引き続き実施義務とされ、外部評価が認証評価に代わり、実施義務化されます。そしてこの両方が学校教育法という一段レベルの高い法で規定されてきます。また結果の公表も義務となっています（実施は平成16年度）。

ここまでが「昨日」・「今日」までの動きということですが、「明日」はどうするかということですが、ポイントとしては、①「事前規制と事後確認を併用型」にしていこう、②「自己点検・評価の実質化」を図っていこう、③「質の保証というものを、“Learning outcomes”，つまり“input”と“throughput”だけではなく“output”で考えて行こう」ということで、「学習成果 Learning outcomes」に重点を置こうということですが、そうすると、学位の質、職業資格の質というものが問われてきます。また、④分野別認証評価はどうするのか、ということが課題となります。それについては日本学術会議の回答等について触れながらここまで説明させていただきました。その他といたしましては、⑤大学の機能分化ということが盛んにいわれていますので、それに対応した認証評価の在り方が問われております。私どもは「自由に評価基準を追加ください」ということで対応しようとしておりますが、それだけでよいのかどうか、ということなどがあります。

以上の諸課題について、皆様方の積極的な情報提供、また研究成果についての発信・提言をお願いしたいと思います。

おわりに

最後に、認証評価に関連し、「ペスタロッツ祭」で思うことについて述べさせていただきますと思います。

私は15年前の「ペスタロッツ祭」で「Alles für Andere, für sich Nichts. への思い」を、教育行政学という私の専門分野に引き込んでお話しさせていただきました。そのときは、私が勤務したことのあるアメリカのオハイオ州立大学の W. G. Reeder 教授の著書“Fundamentals of School Administration”で述べられている、「教育行政はそれ自身のために存在するのではない」、「only a means, not an end=単なる手段であって目的ではない」ということ、これこそが教育行政の在り方を考える場合の“Alles für Andere, für sich Nichts”という考え方の反映ではないか、というように結びました。

今日はまだ別の結び方をしたいと思います。私が平成3年度にアメリカに派遣されたとき、あるいはその次の年にアメリカの大学で仕事をしたときのことを考えると、そこで心を打たれたのが、“Voluntary Accreditation”，もう一つは“Peer Review”ということですが。

“Voluntary Accreditation”に関して申しますと、認証評価の評価員を仰せつかりますと、相当の時間を割かなければならなくなりますから、大変なことです。私どもはそれは理解しておりますが、委員の先生方にははっきりと「いくらくれますか？」と聞かれる方がいるわけです。しかしこれは“Voluntarism”だとお話して、どうしても「それが嫌なら」とはいえませんが、「先生お忙しいでしょうから、どうしても時間が割けないという場合にはご遠慮なくおっしゃってください、交替など考えますから」ということで対応させていただきました。

“Peer Review”，これについては先ほど申しましたように、日本では「あなたのような教授には評価されたくない」、逆に「〇〇大学ともあろうものがこんなこともやっていないのか」と火花を散らしていることがあります。しかし“Peer Review”とは、「相互に評価」をし合って、お互いに Improvement，最終的には Quality

Assurance 質の保証の手段にしていこうという考え方です。それからすれば、似ても似つかないことだと思います。

最後になりましたが、ペスタロッチのいう“Alles für Andere, für sich Nichts.”、「すべては人のためにある、自分のことについては一切顧みない」というこの墓碑銘の最後の言葉は、これは Accreditation でいう、“Voluntary Accreditation”あるいは“Peer Review”ということにもそのままあてはまることではなかろうかということで、「ペスタロッチ祭」にちなんだ話とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。ありがとうございました。